

相続放棄申述書

申述人.....

横浜家庭裁判所 御中

令和 年 月 日

添付書類

全部事項証明書・改製原戸籍謄本等 3通

住民票除票 1通

貼用印紙 800円

郵券 470円

【申述人】

本 籍 川崎市麻生区〇〇二丁目〇〇番地
住 所 〒454-0059
名古屋市中川区〇〇一丁目32番地の1
ハイランドA201号
氏 名 法 務 花 子 （ほうむ はなこ）
生 年 月 日 昭和62年3月30日
被相続人との関係 長女
職 業 会社員
電 話 090-123-4567

【被相続人】

本 籍 東京都杉並区〇〇二丁目〇〇番地
最 後 の 住 所 横浜市中区〇〇三丁目32番地の1
△△荘301号室
氏 名 民 事 太 郎 （みんじ たろう）
死亡時の職業 不詳
死 亡 年 月 日 令2年8月8日頃から同月20日頃

申述の趣旨

相続の放棄をする。

申述の理由

1 相続の開始を知った日 令和2年10月10日

- (1) 被相続人は、令和2年8月8日頃から同月20日頃死亡したが、申述人は、被相続人とは長期間疎遠であったため、その死亡を知らなかった。
- (2) 申述人は、令和2年10月10日、警察からの連絡により、初めて被相続人の死亡と自己のために相続が開始したことを知った。

2 相続を放棄する理由

- (1) 申述人は、幼い頃に両親が離婚したため、父である被相続人とは長期間にわたり一切の付き合いがなく、同人の近況は全く知らなかった。
- (2) 被相続人が居住していたアパートの管理会社によれば、家賃の滞納が相当額あり、遺体の発見が遅れたことによる原状回復費用も高額になるとの説明を受けた。
- (3) 他方で、被相続人の生活状況から、同人にめぼしい財産があるとは到底思えないし、仮に財産があったとしても、申述人は、同人の相続に関わりたくない。
- (4) よって、申述人は、被相続人の相続を放棄する。

3 被相続人の財産

- (1) 資産 なし（詳細は不詳）
- (2) 負債 不詳

以上

この書類は当職が作成しました。不足書類，その他事務的なご連絡は下記にお願いします。

長野県松本市深志三丁目5番23号中澤ビル3階 司法書士 佐々木英明
TEL 0263-88-2968 FAX 050-3145-9259